

区域外就学認定基準（他市町村からの受入）

令和2年10月1日 三沢市教育委員会 学務課

事由	内容	認定期間	備考(添付書類等)
1. 転居に関する事	1) 小学校6年及び中学校3年の学期途中で転学となる場合	卒業まで	・住民票謄本
	2) 小学校1年から5年まで及び中学校1年・2年の学期途中で転学となる場合	学年末まで	・住民票謄本
	3) 住宅新築等に伴い、転居することが確実なため転居先(新住所)の指定学校へ転居前から通学する場合	実際に転居する日まで	・住民票謄本 ・転居先証明書等
2. 身体に関する事	1) 身体的な理由(病弱・障害等)により指定校への通学に支障がある場合	指定期日まで	・住民票謄本 ・医師の診断書等
3. 家庭環境に関する事	1) 災害等により、指定校に通学することが困難であり、過重な負担があると認められる場合	指定期日まで	・住民票謄本 ・罹災証明書又は被災証明書
4. 部活動に関する事 (中学生のみ)	1) 次の条件をすべて満たす場合 ○指定された学校及び同一市町村内の他校に希望する部活動がないこと ○今まで活動していた実績があること ○現住所から最も近い三沢市内の中学校であること	特段の配慮すべき事由が消滅したときまで	・住民票謄本 ・活動母体(スポーツ少年団等)での活動を証明する書類
5. その他	1) その他義務教育上配慮しなければならない場合 ア いじめ等により、学校長から具申が出され、特に教育的配慮が必要である場合 イ その他申請内容がやむを得ないと認められる場合	指定期日まで	・住民票謄本 ・教育委員会が指定する書類

※申請は毎年度必要です